# 「広報おおた」有料広告掲載取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は「広報おおた」(以下「広報」という。) に広告を有料で掲載すること に関して必要な事項を定めるものとする。

# (取扱基準)

- 第2条 広報に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。
- 2 広告の内容及び表現は、広報に掲載するにふさわしい信用性及び信頼性を持つものでなければならない。

掲載できる広告は、市民生活に密着した公共性を有するもので、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 市の広報紙としての公共性及び品位を損なうおそれのないもの。
- (2) 市内の産業の発展に資するものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年・法律第122号)第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告に係るものでないこと
- (5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること
- (6) その他、広報に掲載する広告として妥当と市長が認めたもの。

(広告の規格、枠数、掲載位置等)

第3条 広告の規格、枠数、掲載位置等は別に定める

(広告枠に広告掲載を行う権利の売却)

- 第4条 広告掲載は、広告代理店に、広告枠に広告掲載を行う権利を売却することにより行う。
- 2 前項の売却は、指名競争入札により行う

(広告代理店が行う広告掲載)

- 第5条 第3条の規定により広告枠に広告掲載を行う権利を買い受けた広告代理店は、この要綱その他市の指示に従い、市が行う広告掲載に準じて、広告掲載を行うものとする。
- 2 広告代理店は広告主を募集し、市が指定する期日までに、広告原稿を市に提出するものとする。
- 3 広告代理店は広告の内容および広告主について、市が指示するところによりあらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。
- 4 市は広告代理店が広告枠のスペースについて広告掲載を行わないときは、当該スペー

スに無料で広報の記事を記載できるものとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は1年以内とする。ただし再掲載は妨げない。

(広告掲載料の納付方法)

第7条 広告掲載料の納付は契約後、市が指定する日までに市の発行する納付書により4 分割して納入するものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は広告の掲載に支障があると認められたとき又は広告掲載料金を納付しなかったときは当該掲載又は契約を取り消すことができる。

(広告掲載料金の環付)

第 10 条 既に納付された広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告掲載 ができなくなったときは、還付することができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

この要綱は平成19年10月10日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。